

# 令和元年度

## 松伏町情報公開制度実施状況 松伏町個人情報保護制度施行状況 報告書

	ページ
松伏町情報公開制度実施状況報告書	・・・ 1
松伏町個人情報保護制度施行状況報告書	・・・ 5
松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況	・・・ 8

松伏町

## 令和元年度 松伏町情報公開制度運用状況報告書

松伏町では、町民の皆様の知る権利を保障するため公文書の開示に関し必要な事項を定めること等により、町の保有する情報の一層の公開を図り、もって町の諸活動を町民の皆様に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の皆様の町政への参加を促進し、町民の皆様の的確な理解の下に公正で透明な開かれた町政の推進に寄与するために、松伏町情報公開条例に基づき、公文書の開示を実施しています。

### 1 公文書の開示の実施状況

松伏町情報公開条例に基づく令和元年度の公文書の開示請求の件数は5件（平成30年度は9件）で、開示請求の対象となった公文書数は11件（平成30年度は43件）でした。実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表1のとおりです。部分開示を含め、文書不存在等による不開示を除いた開示率は、処理中の事案を除き、100パーセント（平成30年度は100パーセント）となっています。開示請求の件数及び処理状況は表1のとおりです。

なお、請求者の区分別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況 ( )は平成30年度

実施機関	受付件数	処理件数			計
		開示	部分開示	不開示（不存在を含む。）	
町長	5 (7)	1 (10)	6 (30)	4 (1)	11 (41)
教育委員会	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (2)
選挙管理委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
監査委員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公平委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
農業委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
固定資産評価 審査委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
議 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	5 (9)	1 (11)	6 (31)	4 (1)	11 (43)

※ 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

※ 受付件数と処理件数の合計が合致しないのは、1通の開示請求書で複数の公文

書が開示請求の対象となる場合があるためです。

表2 請求者の区分別件数

請求者の区分	請求件数
町内に住所を有する個人	3件
町内に住所を有する法人	0件
町外（埼玉県内）に住所を有する個人	0件
町外（埼玉県内）に住所を有する法人	1件
県外に住所を有する個人	0件
県外に住所を有する法人	1件
合 計（表1の受付件数と合致します。）	5件

※ 開示請求書に記載されたものを集計したものです。

表3 課別の処理状況

課 名		処理件数			
		開示	部分開示	不開示(不 存在を含む。)	計
町 長	総 務 課	1件	3件	1件	5件
	企 画 財 政 課	0件	0件	0件	0件
	住 民 ほ け ん 課	0件	0件	1件	1件
	税 務 課	0件	0件	2件	2件
	いきいき福祉課	0件	0件	0件	0件
	すこやか子育て課	0件	0件	0件	0件
	環 境 経 済 課	0件	1件	0件	1件
	新市街地整備課	0件	2件	0件	2件
	まちづくり整備課	0件	0件	0件	0件
教育委員会	教 育 総 務 課	0件	0件	0件	0件
	教 育 文 化 振 興 課	0件	0件	0件	0件
合 計		1件	6件	4件	11件

## 2 行政不服審査法に基づく審査請求の件数及び処理状況

開示請求された公文書の開示等の決定処分（請求した文書を町が不開示処分とした場合等）について、不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、町に対し審査請求をすることができます。この場合は、一部の事例を除き、町はその決定内容が妥当であるかどうか松伏町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになります。同審査会への諮問状況は表4のとおりです。

表4 松伏町情報公開・個人情報保護審査会への諮問状況

申立件数	却 下	決定取消等公開	審査会への諮問件数		
			全部公開	一部公開	非公開
0	0	0	0		
			0	0	0
			0	0	0

## 3 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表5のとおりです。

表5 開示請求の処理状況（平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間）

No.	請求月日	実施機関 (所管課)	開示請求をする公文書名又は内容	対象公文書の名称	決定内容	部分開示 及び 不開示理由	決定月日
1	8月8日	町長 (総務課、 環境経済 課、新市街 地整備課)	平成30年9月14日現在で加入中の損害 保険及び共済の証券及び明細書	費用・利益保険証券	部分開示	条例第6条 第2号	8月21日
				・全国町村会総合賠償補償保険加入依頼 書 (全国町村会総合賠償補償保険加入証) ・全国町村会総合賠償補償保険加入のご 案内	部分開示	条例第6条 第2号	
				・非常勤職員公務災害補償保険加入依頼 書(非常勤職員公務災害補償保険加入証 兼保険料相当額領収書) ・非常勤職員公務災害補償保険の手引の うち7ページから13ページまで「第3 章 保険の内容」	部分開示	条例第6条 第2号	
				自動車リース契約書	部分開示	条例第6条 第2号	
				スポーツファシリティーズ保険加入者証 兼領収書	部分開示	条例第6条 第2号	
2	9月9日	町長 (総務課)	町長公用車運転記録簿 令和元年6月1日～9月9日	町長公用車 運行日誌	開示		9月20日
3	9月9日	町長 (税務課、 新市街地整 備課)	○○○○○○○○○○ ①住民税の税額が分かる書類 ②固定資産税の税額が分かる書類 ③採用人員数(平成30年度の雇用促進奨 励金交付対象事業者認定申請書及び従業員 名簿(添付資料))	○○○○○○○○の法人町民税の課税台帳	不開示	条例第6条 第2号及び 第6号	9月20日
				○○○○○○○○の固定資産税の課税台帳	不開示	条例第6条 第2号及び 第6号	

No.	請求月日	実施機関 (所管課)	開示請求をする公文書名又は内容	対象公文書の名称	決定内容	部分開示 及び 不開示理由	決定月日
(前頁から続き)	(前頁から続き)	(前頁から続き)	(前頁から続き)	〇〇〇〇〇〇〇〇に係る平成30年度の雇用促進奨励金交付対象事業者認定申請書及び従業員名簿(添付書類)	部分開示	条例第6条第1号及び第2号	9月20日
4	9月9日	町長 (総務課)	設置場所ごとにAEDの操作研修受講者名簿		不開示	不存在	9月20日
5	1月27日	町長 (住民ほけん課)	2019年1月1日から2019年12月31日までの間の住居表示(住居番号)の付定状況(付定日又は受付日・住居番号・地番)が分かる資料		不開示	不存在	2月7日

## 令和元年度 松伏町個人情報保護制度運用状況報告書

松伏町個人情報保護条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、町の実施機関に対して個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、町政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

### 1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をする場合は、松伏町個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や利用目的、記録範囲等を記載した個人情報ファイル保有開始（通知事項変更）通知書を町長に届け出なければなりません。

この通知書に基づいた個人情報ファイルは、本庁舎1階町政情報コーナーで閲覧することができます。なお、松伏町個人情報保護条例に基づく個人情報ファイル簿の総数は表6のとおりです。

表6 個人情報取扱事務の登録件数（令和2年3月31日現在）

個人情報ファイル簿	199
-----------	-----

### 2 保有個人情報の開示等の実施状況

松伏町個人情報保護条例に基づく令和元年度の保有個人情報の開示請求等の件数は3件（平成30年度は4件）で、開示請求の対象となった公文書数は5件（平成30年度は4件）でした。

なお、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表7、課別の処理状況は表8のとおりです。

表7 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況（ ）は平成30年度

実施機関	受付件数	処理件数			
		開示	部分開示	不開示（不存在を含む。）	計
町長	3 (4)	1 (1)	4 (3)	0 (0)	5 (4)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
選挙管理委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
監査委員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公平委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
農業委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

固定資産評価 審査委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
議 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	3 (4)	1 (1)	4 (3)	0 (0)	5 (4)

※ 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

※ 受付件数と処理件数の合計が合致しないのは、1通の開示請求書で複数の公文書が開示請求の対象となる場合があるためです。

※ 保有個人情報の訂正の実施状況については実績がありませんでした。

※ 保有個人情報の利用停止の実施状況については実績がありませんでした。

表8 課別の処理状況

課 名	処理件数			
	開示	部分開示	不開示(不 存在を含む。)	計
企画財政課	0	3	0	3
住民ほけん課	0	1	0	1
すこやか子育て課	1	0	0	1
合 計	1	4	0	5

### 3 行政不服審査法に基づく審査請求の件数及び処理状況

開示請求された保有個人情報の開示等の決定処分（請求した文書を町が不開示処分とした場合等）について、不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、町に対し審査請求をすることができます。この場合は一部の事例を除き、町はその決定内容が妥当であるかどうか松伏町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになります。同審査会への諮問状況は表9のとおりです。

表9 松伏町情報公開・個人情報保護審査会への諮問状況

開示関係	0	0	0	審査会への諮問件数		
				0		
				全部開示	一部開示	不開示
	0	0	0			
訂正関係	0	0	0	審査会への諮問件数		
				0		
				全部訂正	一部訂正	不訂正
	0	0	0			
利用停止 関係	0	0	0	審査会への諮問件数		
				0		
				利用停止	消去	提供停止
	0	0	0			

### 4 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表10のとおりです。

表 1 0 開示請求の処理状況（平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間）

No.	請求月日	実施機関	請求に係る保有個人情報の名称等	対象保有個人情報	決定内容	部分開示及び 不開示理由	決定月日
1	8 月 2 3 日	町長	平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇日までの〇〇〇〇に係る 発育発達相談記録	平成〇〇年〇月〇〇日 から平成〇〇年〇月〇 日までの〇〇〇〇氏に 係る発育発達相談記録	開示		8 月 2 8 日
2	9 月 2 7 日	町長	H〇〇. 〇. 〇〇~H〇〇. 〇. 〇〇 女性相談記録票	女性相談・育児相談② (平成〇〇年〇月〇〇 日)	部分開示	条例第 1 6 条第 2 号	1 0 月 4 日
				女性相談・育児相談② (平成〇〇年〇月〇日 )	部分開示	条例第 1 6 条第 2 号	
				女性相談・育児相談② (平成〇〇年〇月〇日 )	部分開示	条例第 1 6 条第 2 号	
3	1 2 月 1 1 日	町長	令和〇年〇〇月〇日に、委任状により 〇〇〇〇が申請した私の住民票等交 付請求書	住民票等交付請求書（ 令和〇年〇月〇日付）	部分開示	条例第 1 6 条第 3 号	1 2 月 1 9 日



## 令和元年度 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

### 1 松伏町情報公開・個人情報保護審査会

松伏町情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に対する町の決定処分について、不服があった場合の救済機関で、実施機関からの諮問に応じて審査を行い、答申する町長の附属機関です。

諮問した実施機関は、松伏町情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して、不服申立てについての決定を行います。

松伏町情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています。任期は2年で再任が可能です。

### 2 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

令和元年度における松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況は、表1-1のとおりです。

表1-1 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

	開催日	主な内容
第1回	令和元年6月19日	<ul style="list-style-type: none"><li>・委嘱式</li><li>・会長の互選</li><li>・情報公開制度実施状況及び個人情報保護制度施行状況の報告</li></ul>